

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立人権ふれあいセンターの使用許可	
根拠条例等・条項	堺市立人権ふれあいセンター条例第5条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部	ダイバーシティ企画課
審 査 基 準	<p>堺市立人権ふれあいセンター条例第5条</p> <p>第5条 前条各号（第1号及び第3号を除く。）に規定する施設は、第3条の事業の実施に支障のない限りにおいて使用することができる。</p> <p>2 前項の規定により前条第2号、第5号又は第6号に規定する施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 第1項の規定により前条第4号に規定する施設の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。</p> <p>4 市長は、前2項の規定により使用を許可する場合において、管理上必要と認めるときは、条件を付けることができる。</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前条各号（第1号及び第3号を除く。）に規定する施設」とは、下記のとおり。 スポーツ・文化交流ホール 運動広場 テニスコート テニスコート兼フットサルコート ・「第3条の事業」とは、下記のとおり。 (1) センターの周辺地域の住民（以下「地域住民」という。）を始め市民の自立支援のための相談に関すること。 (2) 地域住民を始め市民の相互交流の推進に関すること。 (3) 人権に係る啓発及び生涯学習の推進に関すること。 (4) 人権文化の普及に係る調査及び研究に関すること。 (5) 地域住民を始め市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 	
標準処理期間	標準処理期間	即日（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	